

5－(9)

高機能自閉症のある児童生徒の指導事例（その１） ～基礎的環境整備の充実と通常の学級担任の授業づくりの視点を中心に～ A市B小学校の取組

＜本事例報告の概要＞

A市では、平成21年度から「マイスター教員制度」を実施している。「マイスター教員」とは、指導力に優れた教員に対して認定されるものであり、認定された教員は、他の教員に対して学級経営や授業に関する指導を行うとともに、教育センターで実施される研修講師としても活用され、学校枠を超えた全市的な教員の指導力向上を目指している仕組みである。

対象児童を指導する通常の学級担任は、「マイスター教員」に認定されているベテラン教員であり、学級経営や授業に対しても、対象児童の特性を理解した上で様々な工夫や配慮を実施している。また、対象児童は、近隣のC小学校にある通級による指導（以下、指導の場を「通級指導教室」という）に通っているが、通級指導教室などの指導効果も加味されて、総合的に効果のある指導につながっていると想定できた。

本稿では、B小学校並びにA市の基礎的環境整備の観点を整理するとともに、B小学校の通常の学級担任の合理的配慮等の観点から指導の取組について報告する。

1. 対象児童について

高機能自閉症6年男児（診断あり）で、他校C小学校へ2年生から週1回の通級による指導を受けている。対象児童が通級による指導を開始した当初は、教室からの飛び出しが頻繁であり、友だちとのトラブルも多く、また学習場面では、興味のあることしか活動しないといった状態であった。

現在、算数や理科、社会は得意であるが、国語は非常に苦手であり、授業中に寝ていることが多い。特に、作文など書くことに関して苦手意識が強い。また、得意な算数では授業中の発表を含め発言することは好んでいるが、発言が一方的であったり、質問の意図や状況に合わなかったりすること多い。

対象児童はゲームが大好きで、ゲームを通してなら友達と会話もするが、やはり一方的になりがちであり、適切なコミュニケーションがとれにくい状況である。周囲の児童が対応を心得ているので、現在は、余りトラブルは起きていない。

また、学級では他人との適切な距離感をつかめないことも課題であり、通級指導教室担当教員のアドバイスで、「サララップ1本分」と具体的な距離感を示して指導したことが効果的であり、その後は適度な距離をもって友だちとも接している。

2. 対象児童が在籍するB小学校およびA市における基礎的環境整備の状況

(1) A市における「マイスター教員」制度について

A市では、平成21年度から「マイスター教員」制度を実施している。「マイスター教員」とは、指導力に優れた教員に対して認定されるものであり、認定された教員は、他の教員に対して学級経営や授業に関する指導を行うとともに、教育センターで実施される研修講師としても活用され、学校枠を超えた全市的な教員の指導力向上を目指している仕組みである。

(2) A市における通級指導教室の存在

B小学校近隣のC小学校には通級指導教室が設置されている。担当教員は4年目の教員であ

るが、積極的に研修をつみ、対象児童への課題に対し、在籍校の通常の学級担任に的確なアドバイスをを行うなど、B小学校の教員から高い評価を受けている。

他校通級を行っている対象児童は、通級指導教室で自立活動を中心とする指導を受け、対人関係のスキルアップや感情などの自己コントロールの方法なども学んでいる。



「写真1」通級による指導（C小学校）の本時間の指導内容

- ・通級指導教室での指導時間の見通しをもたせることで安心して学習活動に取り組みやすくなるよう配慮している。



「写真2」作業的課題（オリジナル石けんづくり）

- ・作業的課題を行いながら、様々なコミュニケーション能力を高め、かつ自己コントロールの方法を学んでいる。

（3）中学校区による3校連携の取組

中学校区であるB小学校、C小学校、D中学校の3校において、3校で統一した目標をもち、児童生徒に対して学習面や生活面（12項目）において系統的な指導が実施できるよう、冊子を作成している。



図1 12項目をまとめた冊子

(4) B小学校における基礎的環境整備の例

①学校長のリーダーシップ及び生徒指導分野からのアプローチ

学校長は、市教育委員会において教育課程担当の指導主事を行っていた経験をもとに、B小学校においてもリーダーシップをもって特別支援教育を推進している。

また、対人スキルアップ学習「B小プログラム」(図2、平成19年度～22年度まで、いじめ・不登校防止教育研究の指定を受け、対人スキルアッププロジェクトでの研究成果報告として、「B小プログラム」を刊行)を導入している。



図2 「B小プログラム」

当校は、就学援助を受けている児童や母子家庭も多く、校区内に母子生活支援施設もあり、DV被害経験のある児童たちもいる。教育環境が整った児童ばかりではなく、学力も十分でない児童が多い中で、平成23年度の全国学力学習状況調査における「自分にはよいところがあると思うか？」の自尊感情に関する質問に対して、「そう思う」と回答している児童がE県及び全集計(25%程度)より大幅に高い(45%)実態がある。同様に、「将来の夢や目標を持っているか？」についても、県平均は65%程度だがB小学校は90%と高い数値となっている。

②特別支援教育コーディネーター及び校内委員会

特別支援教育コーディネーターは、自閉症・情緒障害特別支援学級の担任が任命されている。自閉症・情緒障害特別支援学級担任は専門性が高く、兵庫教育大学大学院で特別支援教育の修士号を取得している教員でもある。

特別支援教育コーディネーターは、学校全体の児童の状況を把握していて、対象児童を含めた障害のある児童や特別な教育的ニーズのある児童に対し、個別の指導計画を作成すると共に、定期的に校内委員会やケース会議を開催し、学校における特別支援教育の推進者となっている。

対象児童については、通級指導担当教員と通常の学級担任が連携して個別の指導計画を作成し、実施・評価を行っている。

③マイスター教員として認定された通常の学級担任の存在

対象児童の学級担任は、平成21年度に「マイスター教員(単年度ごとに認定)」としてA市の制度による認定がなされており、若手教員の指導者でもある。F教員は、市教委や学校長からも、教科指導及び学級経営が抜群であると評価が高い教員であり、訪問調査を行った際にも学校長が絶賛をしていた。

F教員の学級には対象児童を含め、もう一人アスペルガー症候群のある児童も在籍している。F教員は、この二人が分かりやすい授業づくりを行い、自閉症の障害特性を踏まえ、二人に対し、工夫や配慮のある質の高い授業を実施していた(専門教科は算数科、見学時は社会科の授業)。

3. 対象児童への合理的配慮の実際

(1) 学校訪問日の授業見学から読みとれる合理的配慮について

本稿では、当日の授業から読みとれる合理的配慮の実際を記述する。

①期日

平成24年7月6日（金）

②授業見学

社会科（「秀吉の全国統一への動き」）での授業

③対象児童の学級担任

授業者は、A市の制度である「マイスター教員」と認定された学級担任である。

④学習指導案の記述から読みとれる合理的配慮の内容

学習指導案において、対象児童への個別的配慮について記述があったので、その部分を抽出して以下に示す。

- ・めあてを素早く書いているか確認する。
- ・積極的に発言する姿を認め、落ちついて全体に向かって発言させるようにする。
- ・グループの他の児童と譲り合って模型を観察できるように見守る。
- ・対象児童のノート記述について、机間指導の中で認めておく。
- ・友だちの考えに対する反応について良い状況であれば賞賛する。問題があればアイコンタクトで気づかせる。
- ・ワークシートの記述についてコメントを加え、考えの良さを価値づける。

(2) 実際の指導場面から感じられた合理的配慮例

①構造化された授業計画及び板書例

授業見学した学級には、高機能自閉症のある対象児童の他に、アスペルガー症候群と診断されている児童も在籍していた。学級担任は、彼等の反応も予想しながら学習指導案を作成していることから、対象児童を含む障害のある児童にとっても理解しやすい授業展開であった。



特に訪問時に感心したことは、板書と児童が使用する学習ノートが同じになるようプリントを上手に使って授業を進め、ノートに何を記述すれば良いのか対象児童にとっても分かりやすい授業展開となっていた。

②板書と同じノートの作成により、板書の視写が明確になっている例

対象児童を含めた全員の児童が、ノートに板書と同じプリント資料を張って授業を開始していた。対象児童にとっては、板書とノートの位置が同じであるため、教師が板書したことを手がかりに視写をすることが可能であった。

対象児童やアスペルガー症候群のある児童を想定した配慮であったが、他の児童にも分かりやすいユニバーサルデザイン的な配慮になっていた。



③具体物を導入し、イメージを持たせた授業

写真の場面は、豊臣秀吉が天下統一を果たした政治について調べる学習の後半である。

担任は、当時、実際使用していた検地尺の模型を見せながら、太閤検地の厳しさを想像させる活動を行った。特に障害特性から想像することが苦手な対象児童にとっては、検地尺の模型があることで現在の単位と換算しつつ、当時の厳しい農民の生活をイメージすることが可能となっていた。



④対象児童の発表への対応

担任は、非常に丁寧な口調で授業を進めていた。対象児の誤った発表内容に関しても、内容の意図をくみとりながら適切に誘導し、対象児童の自尊感情を低下させない配慮を行っていた。

対象児童は非常に満足しているように見え、訪問時の授業では何回も挙手をするなど、積極的に授業に参加している様子が伺えた。



写真は対象児童が発表をしている場面

4. A市及びB小学校の取組の成果と課題

本稿をまとめるにあたり、対象とした高機能自閉症のある児童が在籍するB小学校、及び隣接し通級指導教室のあるC小学校を訪問した。その際、A市教育委員会の指導主事の説明や案内の下で、B小学校長及びC小学校長からも沢山の情報を得ることができた。また、B小学校では対象児童の学級担任の授業参観や、C小学校における通級指導教室での指導場面も見学させて頂くことができた。

このような学校訪問調査から、市や学校としての取組（基礎的環境整備）の充実と、通常の学級担任及び通級指導教室の担当教員それぞれの指導が、通常の学級に在籍する高機能自閉症のある対象児童に対して効果的に機能していることが窺えた。

①A市が独自で行っている「マイスター教員」の認定制度は、特に若い教員や経験が浅い教員にとって、学級経営や授業づくりのモデルとなる要素が多々あること、それを一つの学校の財産だけにせず、各認定教師が市全体の研修講師という形で推進していることが重要であり、より多くの教員にとってもその資質能力の向上を図る上で効果的な制度であると思われた。実際、B小学校訪問時には、F教員の社会科の授業を若手の教員も見学していた。

②E教員は、対象児童の他にアスペルガー障害のある児童も指導を行っている。二人の自閉症のある児童への授業における個別の配慮は、結果的に、他の児童にも分かりやすいユニバーサルデザインの配慮に繋がっていた。F教員は特別支援教育の経験がないとのことであるが、教科教育を通して分かる授業づくりを推進していることは、結果的にG児、H児といった個々の児童の障害特性に対応した配慮につながり、最終的には自閉症の特性への配慮となっていると理解できた。

③生徒指導の分野から開始した対人スキルアップ学習「B小学校プログラム」の導入は、教育環境が十分でない家庭の児童が多いB小学校にとって重要な位置づけとなっている。成果としては、いじ

め・不登校児童の軽減に繋がり、さらに、学力テストにおける学習状況調査の結果からも、各児童の学習意欲や自己有能感が高いという数字が示されていた。

- ④C小学校における通級指導教室担当教員は、対象児童の自立活動を中心に指導を行っているのだが、対象児童の障害特性をふまえると、特に国語科の補充指導の必要性についても言及していた。しかし、通級指導教室は他校であるため、通常の学級での国語科の補充指導を十分に行うまでには至らず、実施のための連携と指導時間数が確保できないことを課題としていた。

5. 本事例の考察

本事例のように、高機能自閉症のある児童は通常の学級に在籍しているケースが多く、通常の学級担任にとっては、障害特性の理解と適切な対応に試行錯誤しているのが現状だと推測する。このような中で本事例から学ぶことは、①小・中学校が置かれている市町村教育委員会の工夫などによる基礎的環境整備の充実、②関係する教師の専門性（特に授業づくり）、ではないかと考える。

以下、その視点から本事例の考察をまとめる。

（1）基礎的環境整備の充実

①A市教育委員会が実施している「マイスター教員」制度は、認定された教員には大変名誉なことであり、また、その教員を研修講師として活用することで多くの教員にもメリットが生まれ、素晴らしい制度であると考ええる。

②B小学校の特別支援教育コーディネーターは、教職大学院で学んだ専門性の高い特別支援学級の担任であり、特別支援学級の在籍児童をはじめ、校内の障害のある児童や特別な教育的ニーズのある児童への適切な指導支援に対し、ケース会議や校内委員会を通じて個別の指導計画を作成するなど、通常の学級担任への貴重な助言者にもなっていた。

（2）合理的配慮について

①授業における学習内容の変更・調整については、F教員は、学習指導案作成の段階から対象児童に対する様々な工夫や配慮点を記述していた。学習指導案は授業計画でもあることから、様々な学習活動に対する対象児童の反応を予測できることや、予測される反応への対応策が用意できる授業づくりの専門性が必要であると感じた。

②学習機会や体験の確保について、F教員や通級指導教室担当のI教員は、共に想像することが苦手な高機能自閉症の特性を理解しつつ、対象児童には視覚的教材などを準備したり動作化などを行ってイメージをつくるなど、授業における工夫が散見された。

最後に、対象児童は通級指導教室を利用している児童であった。通級指導教室における合理的配慮を考えると、C小学校の通級指導教室担当教員が言及していたように、あらためて教科の補充指導の在り方を考える良い機会ではないかと考える。現在、通級指導教室のほとんどが、自立活動の指導を中心としているが、特に高機能自閉症の特性を踏まえると、「必要ならば教科の補充指導を行う」のではなく、教科の補充指導を積極的に実施することの必要性を痛感する。特に障害特性からは、通常の学級での国語科学習には大きな課題があると推測されることから、通常の学級での国語科学習と連動した、通級指導教室の国語科の補充指導の在り方を模索することが重要と考える。

5－(9)

高機能自閉症のある児童生徒の指導事例（その２） ～通常の学級担任と通級指導教室の担当教師との連携を中心に～ A市B中学校の取組

＜本事例報告の概要＞

A市（事例5－(9)と同一市である）では、平成21年度から「マイスター教員制度」を実施している。「マイスター教員」とは、指導力に優れた教員に対して認定されるものであり、認定された教員は、他の教員に対して学級経営や授業に関する指導を行うとともに、教育センターで実施される研修講師としても活用され、学校枠を超えた全市的な教員の指導力向上を目指している仕組みである。

対象生徒を取り巻く基礎的環境整備としては、B中学校においても全職員の資質向上を目指していることや、近隣C中学校での通級による指導（以下、指導の場を「通級指導教室」という）の担当教員から、対象生徒の障害特性や具体的な対応方法を学ぶことにより、その特性を理解した授業の工夫や配慮がなされている。

また、対象生徒においては、C中学校の通級指導教室の教育効果も加味されて、B中学校での学習や生活に落ち着きが見られるようになっている。

本稿では、A市の基礎的環境整備の観点を整理するとともに、B中学校の通常の学級担任とC中学校の通級指導教室の担当教員による、連携指導の取組を通した合理的配慮の内容について報告する。

1. 対象生徒について

対象生徒は、高機能自閉症のある中学3年生の男子である。小学校2年生～6年生までは、通級指導教室でも指導を受けていた。しかし、中学校入学と同時に、1年生の段階では通常の学級に在籍し通級指導教室を使用しなかったが、自分だけできないことがあると友人を無関係に叩くといったトラブル等があり、中学校2年生から他校C中学校における通級指導教室での指導を開始する。

対象生徒の特徴的なエピソードとして、以下の2点をあげる。

『授業中に好きな本を読んでいることがあるので、担任教師は、読書をするのは良いが授業中に読むことはいけないと注意するが、それでも読書を続けるので、さらに注意をすると「もう本は読みません」と言って、全ての本をゴミ箱に捨ててしまった。』

『掃除をととても真面目にするが、拭く先に人がいてもかまわず拭いていくので友だちともトラブルになるが、対象生徒の言い分としては、掃除をしている人の前に立つのが悪いということだった。』

現在は、通級指導教室の担当教員と通常の学級担任が情報を共有しながら、通常の学級担任が対象生徒の障害特性を学びつつ適切な対応を心がけることで、特に学校生活において課題となっていることを重点的に指導することにより、対象生徒の友だちとのトラブルは減ってきている。

2. 対象生徒が在籍するB中学校・A市における基礎的環境整備の状況

(1) A市における「マイスター教員」制度について

A市では、平成21年度から「マイスター教員」制度を実施している。「マイスター教員」とは、指導力に優れた教員に対して認定されるものであり、認定された教員は、他の教員に対して学級経営や授業に関する指導を行うとともに、教育センターで実施される研修講師としても活用され、学校枠を超えた全市的な教員の指導力向上を目指している仕組みである。

(2) A市における支援員等の配置について

A市では、「フレンドリー指導員」を配置している。「フレンドリー指導員」とは、不登校やいじめ対策の一環として平成19年度から市単独予算で実施している制度であり、毎年50名程度の非常勤職員(8時30分～17時の常勤スタイル)が、小・中学校において活用されている。実際の運用は各学校の裁量で実施されている。

また、スクールカウンセラーは週2回の割合で学校に入り込み、各教員との連絡を密にして生徒指導や教育相談に生かしている。

(3) A市における通級指導教室の存在

B中学校近隣のC中学校には、通級指導教室が設置されている。対象生徒が通級するC中学校の通級指導教室担当教員は、経験12年目のベテランであり、対象生徒への課題、特に情緒の安定や人間関係の調整、教科の補充指導による学習への対応などについて、自閉症の特性や思春期である生徒の状態を踏まえながら的確な指導を行っている。

また、通級指導教室担当教員は、原籍校B中学校の学級担任や関係職員に対し、対象生徒の様々な困難さへの理解を促すとともに、具体的な対応や指導について助言を行い、B中学校の教員からも非常に高い評価を受けている。

学校訪問の際に見学した授業では、対象生徒の定期考査の結果を教材にしながら、定期考査に対する生徒の思いを受け止めつつ、誤答の理由を一緒に考え、正答を導き出すための指導を行っていた。対象生徒自身も通級指導教室の担当教員に信頼をおいているようで、誤答した背景や自分の思いについても語りながら、希望する高等学校への進学を目指して熱心に定期考査で誤答した問題のやり直しを行っていた。



「写真1」C中学校(通級)における週1回(100分)の指導場面



「写真2」定期考査の結果を分析する対象生徒

- ・通級指導教室に通う生徒の多くは、高等学校への合格や学力の向上などに関する内容を目標にしている。各生徒の目標や願いを達成するためにも、通級指導教室の専門的な指導が重要である。
- ・C中学校の通級指導教室には、対象の生徒を含め27名の生徒が通級を行っている。放課後の時間のみを通級している生徒も数名いる。

(4) B中学校における基礎的環境整備の例

①学校長のリーダーシップと特別支援教育の捉え方（校務分掌の位置づけ）

学校長は、特別支援学級が管理する畑での作業学習に自ら関与するなど、障害のある生徒に対して常にふれあう時間を生み出すなどして、特別支援学級の在籍生徒からも高い信頼を得ている管理職である。

また、B中学校における校務分掌上に記述された特別支援教育では、特別支援学級での特別支援教育と、通常の学級における特別支援教育の両面からの記述がなされていて、特別支援教育を連続的に捉えて学校運営していることが理解できた。

②特別支援教育コーディネーター及び校内委員会

特別支援教育コーディネーターは特別支援学級の担当教員であるが、人権教育など関係する部署の教員によるチーム運営で行われている。

支援が必要と思われる生徒に対しては、各学年において生徒の実態を把握するとともに、具体的な支援の内容を検討し実行している。具体的には、1学期当初、全校生徒の実態把握を行い、さらに必要な生徒に対しては行動観察等を行って具体的な支援内容を決定する。

校内委員会は、管理職、生徒指導主事、各学年主任、養護教員、特別支援学級担任、スクールカウンセラー等によって学期ごとに開催され、全職員を対象にした特別支援教育に関する校内研修は、職員の専門的な知識や技能を深める目的で行われている。また、必要に応じて随時ケース会議は開催している。

③個別の指導計画等の作成

対象生徒に関する個別の指導計画は、C中学校の通級指導教室担当教員と通常の学級担任が連携して作成し、実施・評価を行っている。

また、学校全体では、1学期当初に、全校生徒の実態把握から特別な教育的支援が必要な生徒

を抽出し、個別ファイルや個別の指導計画を作成し活用している。

3. 対象生徒への合理的配慮の実際

(1) 学校訪問の授業見学から読みとれる合理的配慮の例

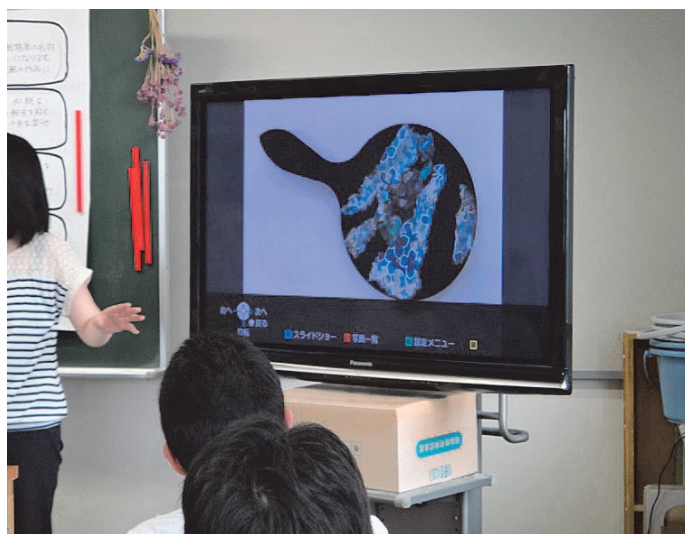
本稿では、当日の授業から読みとれる合理的配慮の実際を記述する。

①期日：2012年7月6日（金）

②授業見学：美術科（「手鏡：螺鈿や和紙張り」）での授業（対象生徒の学級担任）

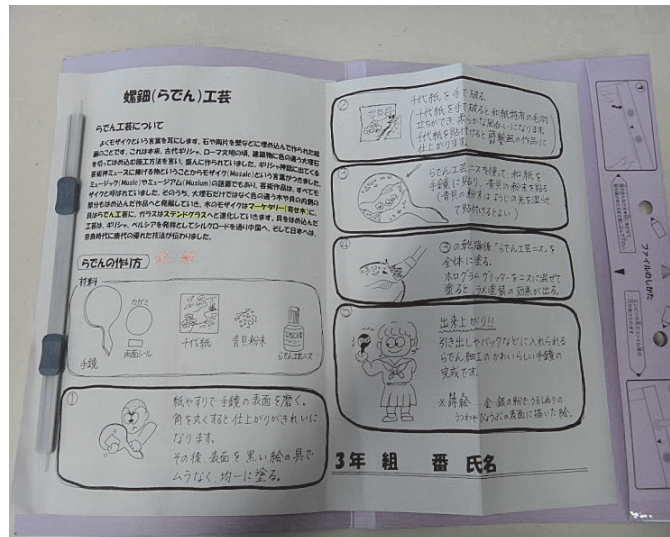
(2) 実際の指導場面から感じられた合理的配慮例

①電子黒板を利用して螺鈿を張ったモデル作品の提示



見学の授業では、先に同じ授業を行った学級の生徒の作品を映像で次々に示しながら、螺鈿の意味や配色、配置などについて作業のイメージ化を図っていた。対象生徒にとっては、このような具体的な映像があることにより、張り方などの作業や完成した作品のイメージをもちやすくなり、活動への意欲喚起につながっている。

②各個人が使用している螺鈿工芸ファイル



本単元では、生徒一人一人がファイルを持参していた。ファイルには、本単元「螺鈿工芸」についての作業手順など、前時までの学習の記録が記述されていた。

このようなファイルは、作業工程の確認や進捗状況の把握にも役立ち、対象生徒にとっても活動の見通しにつながり、他者と比較して自分の進捗状況を確認することができるなど、授業そのものに安心して参加できるツールとなっていた。

③学習活動を行うための机上の環境について



中学校の作業学習（工芸）であっても、対象生徒にとっては、他の情報や刺激が少ない方が良い。全員が机上に新聞紙を敷き、螺鈿を置く紙、手鏡、千代紙と、シンプルな学習環境に設定してから開始している。

4. 本事例の考察（A市及びB中学校の取り組みの成果と課題）

本稿をまとめるにあたり、対象とした高機能自閉症のある生徒が在籍するB中学校、ならびに隣接し通級指導教室のあるC中学校を訪問した。その際、A市教育委員会の指導主事の説明や案内の下で、B中学校長及びC中学校長からも沢山の情報を得ることができた。また、B中学校では、対象生徒の学級担任であり美術科の教員の授業の参観や、C中学校における通級指導教室での指導場面も見学させて頂くことができた。以下に、本事例を通したA市及びB中学校の基礎的環境整備、合理的な配慮に関する成果と課題についてまとめる。

本事例の生徒は、小学校の5年間、通級指導教室でも指導を受けていたが、中学校に入学するとともに通級指導教室で指導を受けることを止めている。しかし、不適切な言動や友人とのトラブルが続いたことから、中学2年生で再び通級指導教室で指導を受けることとなった。現在、対象生徒は中学校3年生になり、高等学校の進学を希望しているため、通級指導教室担当教員も障害特性に対応した教科の補充指導などを行い、通常の学級担任と共に高等学校進学のための指導や支援を実施している。

本事例で重要だと感じることは、対象生徒が必要であると判断された際に指導を受けることができる通級指導教室が中学校にもあったことである。つまり、A市における基礎的環境整備が充実していたことで、対象生徒は中学校2年生からも特別な指導を受けることができたという事実である。

また、C中学校の通級指導教室の担当教員の高い専門性も重要な視点であると考え。つまり、対象生徒は、C中学校の通級指導教室の担当教員と、将来の進学や苦手な教科、友人関係について安心して悩みを相談できる関係をつくることができたが、その背景には、担当教員が障害のある思春期の男子生徒を受け入れられる人間性を有し、障害特性をふまえた適切な指導ができていることがあるものと推測する。

さらに、B中学校とC中学校の管理職による緻密な連携によって、他校通級を行っている対象生徒の指導に関わるB中学校の学級担任や、C中学校の通級指導教室の担当教員の連携がよりスムーズに実施できていると考えられた。

次に、通常の学級担任と通級指導教室担当教員の合理的配慮の視点から考察する。通常の学級担任の聞き取りや授業見学から、教育方法においては、適切な人間関係を構築するための心理面等に関する配慮を心がけていることが理解できた。具体的な配慮内容については、各学習時間の活動内容に関して見通しを持たすなどの配慮がなされていたが、この配慮は、自閉症の状況理解ができないと不安感が強くなる特性に対応していると考えられる。

さらに、そのような特性の理解と具体的な対応に関しては、C中学校の通級指導教室担当教員の専門性が寄与するところが大きいと考え。障害特性を熟知している通級指導教室担当教師は、対象生徒を指導するB中学校の学級担任や各教科の指導教師らに対して、様々な場面における対象生徒の不適切と思われる言動について障害特性と関連させて解説を行うなど、自閉症の障害特性を理解してもらう役割を担っている。それを受けて学級担任や関係する教員は、対象生徒への理解が深まりより適切な対応を行うことが可能になっている。そういった意味では、通級指導教室担当教員の障害への知見や指導技術は非常に重要だと考える。